

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
7月25日
(火曜日)

目次

公告

一 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………

二 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………

三 平成十八年度採石業務管理者試験の実施(新産業振興課)……………

三 土地改良区の解散の認可(農村整備課)……………

三 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………



(三九五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年七月二十五日から同年十一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ロックシティ 防府

所在地 防府市鐘紡町二七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 羽間 和彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 藤本 昭

式会社

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年三月十四日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二四、〇二六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一、九六四台

(二) 駐輪場の収容台数

六二八台

(三) 荷さばき施設の面積

五八四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

七八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

開店時刻

閉店時刻

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

六箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成十八年七月十三日

(三九六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十八年七月二十五日から同年十一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープいずみ店

所在地 山口市泉町一五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二一

所

代表者の氏名 有吉 政博

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	山口市下小鯖一〇九〇の一		山口市小郡上郷九〇一の二一
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	生活協同組合コープやまぐち	"	"

四 届出年月日

平成十八年七月十一日

五 変更年月日

平成十八年六月二十六日

(三九七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十八年七月二十五日から同年十一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ECOTOWN(エコタウン)

所在地 周南市秋月一丁目一番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二一

所

代表者の氏名 有吉 政博

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を設置する者の住所	変更前	変更後
	山口市下小鯖一〇九〇の一		山口市小郡上郷九〇一の二一

四 届出年月日

平成十八年七月十一日

五 変更年月日

平成十八年六月二十六日

(三九八) 平成十八年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成十八年七月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成十八年十月十三日(金曜日)午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号 山口県庁共用第四会議室及び共用第五会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む)。

<p>受験願書等の請求部数</p> <p>一部</p> <p>二部以上三部以下</p> <p>四部以上六部以下</p>	<p>金額</p> <p>百二十円</p> <p>百四十円</p> <p>二百円</p>
---	--

(二) 岩石の採取に関する技術的な事項

五 受験願書の受付期間
 平成十八年九月十三日(水曜日) から同年十月四日(水曜日) まで(郵送の場合
 は、十月四日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先
 山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一) 山口県商工労働部新産業振興課

七 提出書類
 (一) 受験願書
 (二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料
 八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等
 (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
 (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他
 (一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十七センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの)を同封すること。

<p>七部以上十一部以下</p> <p>十二部以上二十三部以下</p>	<p>二百四十円</p> <p>三百九十円</p>
-------------------------------------	---------------------------

(一) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三―九三三―三二五五)にすること。

(三九九) 土地改良区の解散の認可
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定に基づき、土地改良区の解散を次のとおり認可しました。
 平成十八年七月二十五日

土地改良区の名称	認可年月日	山口県知事	二井 関成
長門市長門南土地改良区	平成一八、七、一八		

(四〇〇) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
 平成十八年七月二十五日

開発区域に含まれる地域の名称	山口県知事	二井 関成
熊毛郡田布施町大字麻郷字藤尾		

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊毛郡田布施町大字麻郷三八番地
 加藤 弘行

平成十八年七月二十五日印刷
發行

發行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)